

平成20年度包括外部監査の結果報告書 指摘事項の措置状況

ページ	項目	指摘事項	担当部署 (所管課)	措置状況	対応 区分
P60	*****敷地 (行政財産)	*****。 *****。 交渉の期限を定めて早期の解決を図る必要がある。	住宅課	*****と交渉を進めてい ましたが、平成24年12月に交渉がまとまり、平成25年1月31 日付けで*****に決定しました。 その後、平成25年2月11日付けで*****の返還を受 け、*****となりました。 なお、*****敷地については、立地等により他の行政 目的への転用が見込めないため、今後、用途廃止を行い、土地 の売却を行います。	措置済
P64	*****跡地 (行政財産)	建物が撤去された時点で普通財産とすべきである。	高齢福祉課	*****跡地は、平成22年度に「*****」の用途 を廃止し、普通財産としました。	措置済
P89	その他普通財産-1 (普通財産)	売却交渉はいままでしていないようである。平成3年と最近 の取得であり、占拠者は市の所有土地と認識していると思 われるが、占拠者に状況を説明し、期限を決めて売却交渉 等の対応をする必要がある。	財産活用課	隣接地の所有者と市有地の売却について交渉しましたが、現 時点で購入の意思はないとのことでありました。このため、平成 25年11月に接道部に柵を設置して自由に出入りができないよ う対策を行い、他者に使用されないように管理しています。	措置済
P101	普通財産の貸付契 約を行うべきもの	すべて、公民館、集会場、自治会館の敷地である。貸付手 続がされていない。所定の手続が必要である。 真備町下二万1998 - 6, 1998 - 7 真備町上二万3247 - 17, 3247 - 16 福江 208 - 1 真備町箭田 696 - 139 真備町上二万 123 真備町箭田 1139 - 3	財産活用課	及び については、真備町当時の契約書を確認しまし た。(契約締結日 平成11年11月21日, 昭和57年7月22 日, 平成2年6月18日) の土地については、平成21年6月10日に地元団体と貸付 契約を締結しました。 の土地については、平成21年7月1日に地元団体と貸付契 約を締結しました。 の土地については、平成25年11月1日に地元団体と貸付 契約を締結しました。	措置済

(公表日:平成26年2月3日 通知日:平成25年12月25日法第36号)